

浜松大平台高等学校いじめ防止等のための基本的な方針

令和3年4月

静岡県立浜松大平台高等学校（定時制）

（改訂 令和6年4月）

— はじめに —

静岡県立浜松大平台高等学校のいじめ「さ・し・す・せ・そ対応」 マニフェスト宣言

浜松大平台高等学校定時制教職員一同は、学校経営目標の目標具現化の柱に「安全・安心で心地よい教育環境の確保」をあげ、生徒が学校で安全、安心に過ごし、心地良い学習環境を享受できるよう、「いじめ」に対しては

- さ 最悪の事態を想定し
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意を持って
- そ 組織として対応する

という「さ・し・す・せ・そ対応」を、マニフェストとして掲げ、全教職員の共通理解として以下の対応を実践します。

- 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
- 日ごろから観察に努め、小さな危機を見逃しません。
- 定期的にいじめアンケートを実施し、安心・安全な学校生活の維持と改善に活用します。
- 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを込めて対応します。
- 事情を聴く時には、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
- チーム・組織として、正確な情報を収集し、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
- 被害者の「安全・人権・心の安定」を最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。
- 学校、家庭、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服します。

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方

第2 いじめ防止等のための組織（いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会）の設置

- 1 構成員
- 2 委員会の開催
- 3 役割

第3 いじめの防止

- 1 いじめの防止のための対策
- 2 年間計画
- 3 対策の検証・評価

第4 いじめの早期発見・対応

- 1 いじめの早期発見のための対策
- 2 年間計画

第5 学校のいじめに対する措置

- 1 指導の手順
- 2 関係機関との連携
- 3 校長及び教員による措置

第6 重大事態への対処

- 1 学校による対応
- 2 重大事態の調査
- 3 情報の提供
- 4 学校の対処

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

一つ一つの行為が、いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要で、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止などの対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

さらに、「いじめた・いじめられた」という二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたりする問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見つめ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

第2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止等の中核となる常設の組織、いじめ「さ・し・す・せ・そ対応」委員会（以下、委員会）を設置する。

1 構成員

構成員は、以下のとおりとし、年度ごとに校長が任命する。

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・年次主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校医

その他、必要に応じて、校内教職員、校外の専門家や関係機関

2 委員会の開催

委員会は、定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催する。ただし、生徒課会をもって代替することができる。

3 役割

- (1) いじめ未然防止のための具体的対策、年間計画の取組企画・検討・実行
- (2) いじめが発生した場合の直接的な対応の検討・実行
- (3) 教職員の資質能力向上のための校内研修の企画・実行
- (4) いじめ発生時の事実関係の把握と対処方針の決定・実行
- (5) 校内における各取組の検証・見直し
- (6) 基本方針の保護者・生徒・地域への周知

第3 いじめの防止

1 いじめの防止のための対策

学校の教育活動全体を通じ、生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取り組むよう、年間計画に定める。また、学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

- (1) 分かる授業づくり
- (2) LHRでの啓発
- (3) 学校行事等における良好な人間関係の構築
- (4) ボランティア活動による情操教育
- (5) 保護者への協力依頼と啓発
- (6) 教職員研修
- (7) 配慮を要する生徒への支援

2 年間計画

別表資料参照

3 対策の検証・評価

学校評価（生徒・保護者）、授業評価（生徒）等により、検証・評価する。

第4 いじめの早期発見・対応

1 いじめの早期発見のための対策

- (1) HR活動、授業、部活動等、日常的な教育活動での観察

- (2) 特に配慮を要する生徒について特性を踏まえた組織的な支援及び指導
- (3) 学校行事における観察やHR担任による定期的な面談
- (4) 相談室における相談
- (5) アンケート調査の実施（年2回）
- (6) 教職員の定期的な情報交換
- (7) 生徒、保護者からの訴えへの真摯な傾聴
- (8) いじめ及びいじめと疑われる行為を見つけた場合の教職員の情報共有
- (9) いじめ対策委員会の設置と組織的な対応
- (10) いじめた生徒に対する適切な指導、いじめられた生徒への支援、再発防止策の検討

2 年間計画

別表資料（資料1）参照

第5 学校のいじめに対する措置

1 指導の手順

対応の手順	事項
いじめ発覚	いじめの早期発見のためには、学校・家庭・地域が連携・協力して、生徒を見守る 深刻な事態にさせないためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添い、生徒たちのわずかな変化を手がかりとする。
初期対応	いじめの状況が認められた場合は、直ちに学年主任、生徒指導主事、教頭、副校長、校長に報告する。校長は県教委に第一報を報告する。
実施調査	HR担任は、関係する教職員と連携をし、いじめを訴えた生徒・訴えられた生徒に対して、交友の実態・言い分・意識等を聴取し、その全容を明らかにし調書を作成する。その際、訴えた生徒の心情には気を配り、すべてをくみ取り理解するよう最大の努力をする。実態が判明したら、保護者と面談をして事実関係の説明と確認を行う。管理職は、県教委と連絡を取り、必要に応じて調書を提出する。
委員会措置	委員会において、いじめの実態の分析・考察・原因・今後の指導体制・保護者への協力要請等について審議をする。必要に応じて、外部機関との連携・指導の要請を行う。
職員会議	委員会の審議内容を職員会議で説明を行い、全教職員の共通理解を図る。
保護者連絡	職員会議での決定事項を保護者に連絡し、指導への協力を要請する。
県教委への報告	報告書を作成し、県教委に報告する。

再発防止	いじめ対策委員会において、再発防止のための措置を講じる。また、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
いじめ解消	いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている必要がある。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

2 関係機関との連携

日頃から、警察や相談機関と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。委員会には、スクール・カウンセラーや学校医も参加し、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を要請する。(いじめ防止対策推進法第23条)

3 校長及び教員による措置

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童等に対して懲戒を加えることができる。(いじめ防止対策推進法第25条)

第6 重大事態への対処

1 学校による対応

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪いとられた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態の調査

重大事態が発生した場合には、ただちに学校設置者(県教委)に報告し、その判断のもと、速やかに学校設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、生徒の心理的・身体的状況等により、いじめられた生徒からの聴き取りが

不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮する。

3 情報の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供する。

4 学校の対処

- (1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処する。
- (2) いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを教職員の共通認識・共通理解とする。
- (3) 学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取組を行う。
- (4) 管理職は正確な情報を迅速・確実に集約する。
- (5) 調査組織は委員会を中心に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- (6) 躊躇せず関係機関へ支援を求める。「CRT派遣要請」等を念頭に置く。
- (7) 生徒、保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。

【資料1】 いじめ防止と早期発見のための年間計画

月	生徒	教職員
4月	生活状況調査 友人関係 集団づくり、居生活状況調査（1年次）	職員研修「生徒理解 生徒・教務・進路・教育相談」
5月	面接週間 いじめアンケート	職員研修「生徒理解 多様な生徒」
6月	SNS講座 生活体験発表大会	職員研修「生徒理解 公開授業・授業改善」
7月	授業アンケート 三者面談	年次会議等における情報共有 特別支援会議
9月		職員研修「生徒理解 本校の現状と特別支援教育について」
10月	保育体験（1年次） 面接週間 いじめアンケート	職員研修「生徒理解 多様な生徒」
11月	健康教育講座 生徒・保護者アンケート	職員研修「生徒理解 公開授業・授業改善」
2月	授業アンケート	特別支援会議
3月	地域清掃ボランティア活動 携帯スマホ、ネット安全教室	

【資料2】 いじめの「アンケート調査」

(1) 実施目的

本校で行う「いじめアンケート」は、教師の気づかない（潜在的な）いじめが起きていないかを把握することを主な目的とする。また、いじめが起きにくい学校や学年の雰囲気づくりと相談支援体制をつくるための重要な手段としても実施する。

＜いじめに対応する組織図＞

